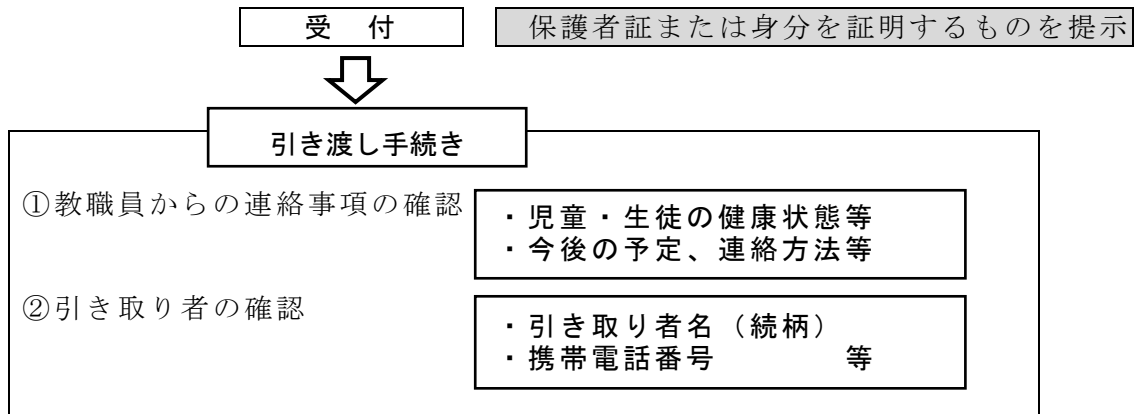


本校では、学校での活動中に大規模災害、不審者の侵入、近隣地域での凶悪事件等の非常事態が起きた時に備え、引き渡し基準（裏面参照）を設けております。非常時には、児童生徒の下校を中止して学校待機とし、保護者に迎えに来ていただくことがあります。その際には、「緊急時児童・生徒引き渡し登録シート」を活用して、スムーズな引き渡しができるようご協力をお願いします。

引き渡し手順は、以下のとおりです。ご確認ください。

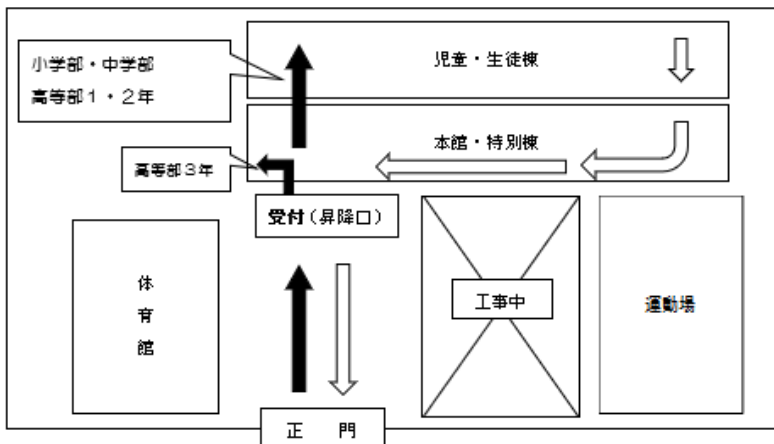
1. 手順



※本校に〔兄弟姉妹〕がいる場合：上の学部学年のお子様から、手続きをお願いします

2. 経路（校舎内の安全確保の状況により、異なります）

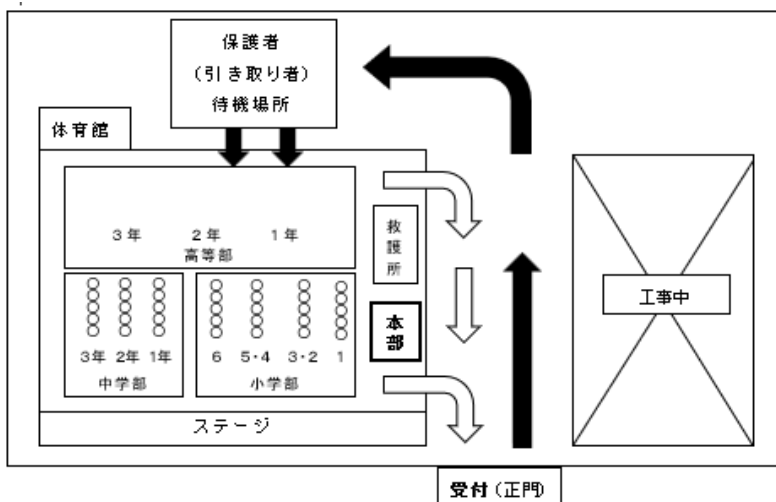
(1) 校舎内での引き渡し



※引き渡し手続きは、各教室で行います。

※矢印は保護者の動き

(2) 体育館での引き渡し



※引き渡し手続きは、体育館入り口で行います。

※矢印は保護者の動き

【参考】

3. 東はりま特別支援学校 非常事態が起きたときの引き渡し基準

<p>● 地震</p> <p>※学校を含む地域の震度を基準とする。</p> <p>(兵庫県全域・兵庫県南部・播磨南東部・播磨町・加古川市・高砂市・明石市)</p>	震度4以下	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣の建物倒壊や学校敷地内に液状化現象がある場合 授業を打ち切り、引き渡しまで学校で待機。 ・上記の事が見られない場合、安全確認後に授業再開。
	震度5弱以上	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時休業。 ・原則、保護者への引き渡しとする。 ・保護者等が引き取りに来るまで、学校で待機。 [スクールバス運行中の場合] ・臨時休業決定連絡後、バス乗車不可。 ・登校時すでに乗車している児童・生徒は学校まで送り届け、保護者の迎えを待つ。 ・下校時については状況などを鑑み、号車ごとに対応する。 [自力通学生] ・登校中の生徒は、そのまま登校または帰宅。 ・登校した場合は、保護者へ連絡し、保護者等が引き取りに来るまで、学校で待機。
<p>● 津波</p> <p>※学校を含む地域への発表</p>	<p>津波注意報</p> <p>津波警報</p> <p>大津波警報の発表</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者への引き渡しについては、「地震」の基準に基づき、津波の注意報・警報解除後の被害状況等を踏まえて決定する。 ・原則、解除されるまで校内の上層階で待機。 ・原則、解除されるまでは保護者への引き渡しは行わない。
<p>● その他</p> <p>(災害・二次災害)</p>	<p>暴風警報発令</p> <p>河川等の氾濫</p> <p>土砂災害の恐れ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールバスの運行および自力通学生の下校後の安全確保が困難な場合は、校長判断により児童・生徒を学校に待機させ、保護者引き渡しの連絡を行う。
<p>● 不審者が侵入し、実被害発生</p> <p>● 近隣で凶悪事件発生犯人逃走</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・原則、保護者への引き渡しとする。 ・保護者が引き取りに来るまで、学校で待機。

4. 保護者への連絡手段

通信手段の有無	学校からの連絡方法等
インターネット・電話可	<ul style="list-style-type: none"> ・楽メアプリ ・学校ホームページに掲載 ・電話
インターネット・電話不可	<ul style="list-style-type: none"> ・状況に応じて、学校の玄関等に避難状況や引き渡し場所等を掲示 ・171 (災害用伝言ダイヤル)